

再エネ特措法に基づく事業者への納付命令に係る納付額の決定と通知について

経済産業大臣が発した再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の11第1項、第2項の規定に基づき、納付を命ぜられた事業者が本機関に納付すべき額について通知する。

以上

【添付資料】

別紙：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の11第1項に基づく納付命令に基づき納付すべき額について（通知）

※別紙は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づき、本機関、本機関の役職員等又は第三者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれ等があるため、非公表とする。

【参考】再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法  
（返還命令等）

第十五条の十一

経済産業大臣は、第十五条の規定により認定を取り消すときは、その認定事業者に対して、認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給に係る供給促進交付金の全部若しくは一部を推進機関に返還し、又は認定発電設備に係る特定契約若しくは一時調達契約を締結する電気事業者に交付される調整交付金のうち当該特定契約若しくは一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額の全部若しくは一部を推進機関に納付すべきことを命ずることができる。

2 推進機関は、前項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。